

磁気探査要望の注意事項（要望者への説明事項）

- ① この事業は、畑や原野など、建築工事などを行わない土地に対して不発弾探査を行う事業です。
- ② 要望箇所が100m²を超えること。
- ③ 不発弾等の調査・探査・発掘工事について、土地所有者及び要望者の同意書が必要となります。
- ④ 土地改良や他事業計画地についての磁気探査はできない場合があります。
- ⑤ 過去に磁気探査事業を実施した箇所は、磁気探査できません。
- ⑥ 森林区域に指定されている箇所は磁気探査できない場合があります。
※伐採届出などの手続きは所有者でやって頂くこととなります。
- ⑦ 伐採及び伐採殻の処分その他の処分等については、所有者負担となります。
※県が伐採できる範囲は、人力による鎌・鉈・草刈り機等での伐採が可能な草類です。
但し、処分費は地権者負担となります。
- ⑧ 不発弾探査は、まず、土地の表面の磁気探査を行い、次に50cm毎に探査と掘削を繰り返し、最大で掘削4m(探査5m)まで行います。掘削完了後は、掘削した土砂を利用して埋戻します。
- ⑨ 土砂の埋め戻しは、土砂投入・均し程度のものなので、住宅建設予定地など土地の強度を確保する必要がある場合は、沖縄県防災危機管理課と相談のうえ申請してください。
- ⑩ 当該土地に存在する廃棄物や掘削等で出た廃棄物については、基本的に存置とします。廃棄物については、土地所有者の負担により処分をお願いします。
- ⑪ ビニールハウスなど構造物がある場合は、撤去した上で要望をお願いします。
- ⑫ 不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先に行い、緊急性、各地域のバランス、人口密度、公共施設等への隣接等を考慮し、予算の範囲内で実施するため、要望しても実施できないこともあります。
- ⑬ 地滑りが予想される箇所や傾斜地[※]は、磁気探査が実施できないことがあります。
※急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、バックホウによる安全な掘削作業ができない傾斜地、等
- ⑭ 川や海が隣接している場合は、赤土流出の恐れがあり磁気探査できないことがあります。
- ⑮ 要望箇所は、測量土質調査を行い、期間を空けた後、磁気探査(不発弾探査)工事を実施しますが、磁気探査(不発弾探査)が完了するまで、完了時期について確約できません。
- ⑯ 個人や事業者等の工事予定地(建築工事や開発行為許可を要するもの(ソーラーパネルなど))は、住宅等開発磁気探査支援事業で受け付けます。
- ⑰ 不発弾探査は、岩盤や地下水等により磁気探査の実施が困難になった場合、その他埋設物等の影響により、磁気探査の実施が困難になった場合などは、一部探査未実施(一部中止)とする場合があります。
- ⑱ 磁気探査完了後は、土地所有者(または土地所有者から委任を受けた者)立ち会いのうえ、不発弾探査を完了します。その際、完了の同意書の提出をお願いします。
- ⑲ 埋蔵文化財が想定される場合は、当該地区市町村との調整・協議が必要となり、探査実施の遅れや中止になる場合が有ります。